

第6期対策における棚田地域振興活動加算の認定について

R7.3.11 農村振興課

1 指定棚田地域振興活動計画の更新

棚田地域振興法第10条に基づく「指定棚田地域振興活動計画（以下、活動計画）」がR7.3月末を以て終期を迎え、R7.4月以降、各集落は活動計画の更新を行う必要がある。

2 棚田地域振興活動加算への影響

中山間地域農業直接支払事業における棚田地域振興活動加算で設定する定量的目標（数量で表せる目標）は、活動計画に定める活動目標と整合を図ることとされており、また、目標については県第三者機関（中山間直払事業）による確認・意見聴取を行うこととされている。（実施要領の運用第8の2(6)）

中山間地域農業直接支払事業が第5期対策から第6期対策に移行するにあたり、4月以降、全集落が新たに協定を結び市町村長の認定を受ける必要があり、その際、棚田地域振興活動加算の交付を要望する集落協定は、活動計画の認定を受けた上で協定書に目標を明記し、市町村に提出することになる。

【想定スケジュール】

- ～R7.3月末 現行計画の点検、更新内容の検討
- R7.4月～ 改正棚田地域振興法の施行、更新計画の受付開始※
※審査から認定まで2～3ヶ月
- ～R7.8月末 直払の協定認定申請期限（市町村長が特に認める場合は、最長で R7.10月末まで延長可能）→逆算すると、7月ころまでに活動計画を国に提出する必要がある

3 懸案事項

○どの段階で県第三者委員会（中山間直払事業）に諮るべきか

→国 QA によると、意見聴取の時期は県の裁量で判断することができ、協定の認定後の意見聴取でも差し支えないとしている。（第6期対策 QA80）

→第5期対策では、R4.7月の懇談会で意見聴取を行っている。

（委員から出た意見）

- ・目標の根拠が不明、目標設定をサポートする必要があるのでは。（内川委員）
- ・地域の事情やストーリーを把握し、その上で数字に落とし込むプロセスが必要。（中澤委員）

→計画更新による再認定の手続きについては、4月～6月まで毎月末日を県への申請締め切りとし、毎月、国への申請を行う。

4 中山間直払事業における対応案

○例年どおり懇談会の開催は7月頃とし、その際にまとめて新規目標をお諮りしたい。

(理由)

- ・申請件数が多い一方で、申請書の提出から国への進達まで期間が短く、国への進達が遅れると活動計画の認定が遅れ、結果として中山間直払事業の第6期協定書の認定事務に影響が出てしまう。（市町村の事務負担が増加）
- ・棚田地域振興法の担当課（農地整備課）から長野県棚田地域振興連絡会議構成員（農村振興課 等）への申請前の意見聴取についても、なるべく省略させて欲しい旨の相談を受けている。